

文化部活動の地域移行に関する検討会議
提言（案）

～少子化の中、将来にわたり我が国の子供たちが文化芸術に
継続して親しむことができる機会の確保に向けて～

文化部活動の地域移行に関する検討会議

目次

はじめに	1
第1章 中学校等の文化部活動を取り巻く現状と改革の方向性	5
1. 中学校等の文化部活動を取り巻く状況	5
第2章 地域における新たな文化芸術等に親しむ環境の在り方とその構築方法等	9
1. 地域における新たな文化芸術等に親しむ環境の在り方	9
2. 地域における新たな文化芸術等に親しむ環境の構築の方法	11
3. 地域における新たな文化芸術等に親しむ環境の構築のスケジュール	13
第3章 地域における文化芸術団体等の整備充実及び指導者の質・量の確保の方策について	15
1. 地域の文化芸術団体等の整備充実、指導者の質・量の確保方策	15
2. 地域の文化芸術団体等への支援	17
3. 指導を希望する教師等の在り方（兼職兼業等）	18
第4章 地域における文化施設の確保方策	20
1. 想定される文化施設	20
2. 円滑な学校施設の利用の促進とその管理の在り方	20
第5章 大会・コンクールの在り方	22
1. 今後の大会等の在り方	22
2. 大会・コンクール等の引率や運営に係る教師の負担の軽減	24
第6章 地域の文化芸術活動における会費の在り方	26
1. 適正な額の会費の在り方	26
2. 文化部活動に要する費用の徴収方法等	27
3. 経済的に困窮する家庭の生徒への支援	27
第7章 保険の在り方	28
1. 保険の加入	28
2. 保険の補償内容	28
第8章 学習指導要領を含む関連諸制度等の在り方	30
1. 学習指導要領について	30
2. 高校入試について	34
3. 中学校等の教師の採用選考・人事配置等について	37
第9章 地域移行の取組が進められている間の学校における文化部活動の在り方	39
1. 誰もが参加しやすい文化部活動	39
2. 活動時間の適正化	39
3. 指導体制の見直し	40
4. 地域の文化芸術団体等との連携・協働	41
第10章 休日の文化部活動の地域移行の達成時期の目途について	43

はじめに

【検討の経緯】

中学校等（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）の文化部活動は、これまで生徒の文化芸術等に親しむ機会を確保し、生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じて、達成感の獲得、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するとともに、自主性の育成にも寄与するものとして、大きな役割を担ってきた。

また、学校教育の一環として行われる文化部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなどの教育的意義だけでなく、参加生徒の状況把握や意欲向上、問題行動の発生抑制など、学校運営上も意義があった。さらに、生徒や保護者から学校への信頼感を高めることや、学校の一体感や愛校心の醸成にも大きく貢献してきた。

あわせて、文化芸術の「楽しさ」や「喜び」を味わい、生涯にわたって芸術や芸術文化に豊かに関わる資質・能力の育成などの意義も有してきた。

一方で、こうした学校の文化部活動や運動部活動を巡る状況については、近年、特に持続可能性という面でその厳しさを増している。例えば、現在、日本の総人口が減少局面に入り十数年が経過し、小学校児童数の減少に加え、いよいよ中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行している。また、この人口の減少傾向は、都市部に比べて、地方においてより加速しており、地域間格差の拡大にも大きな影響を与えていると考えられる。

さらに、中学校等の部活動においては、休日も含めた部活動の指導や大会への引率、運営への参画が求められる点など、教師にとって大きな業務負担となっている実態も見過ごすことができない。

他方、児童生徒の育成は学校、家庭及び地域において担われている中で、地域の文化芸術団体¹や指導者、施設などの資源と学校との連携・協働が十分ではない状況もみられる。

学校における部活動に関する厳しい状況については、中央教育審議会や国会等においても指摘されてきており、これまで文化庁やスポーツ庁においても、部活動の適正化に向けた改善方策や、地域との連携・協働や地域への移行の方向性が示されてきたところである。

具体的には、文化部活動について平成 30 年 12 月に文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）において「学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な芸術文化等の活動のための環境整

¹ 「文化芸術推進基本計画」（平成 30 年 3 月 6 日閣議決定）によると、「文化芸術団体」とは、「文化芸術活動を行う団体」であり、「営利・非営利や設置形態は問わない」とされており、本提言においても同様とする。

備を進める」ことが示された。その後、平成31年1月に中央教育審議会の「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（以下「平成31年中教審答申」という。）において「地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきである」と示された。

また、国会においても、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の改正案の国会審議において、衆議院文部科学委員会の附帯決議（令和元年11月）、参議院文教科学委員会の附帯決議（同年12月）において「部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること」が指摘された。

さらに、令和2年9月には、文部科学省、スポーツ庁及び文化庁から「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」が示され、その中では、「中央教育審議会の答申や給特法改正の国会審議において、『部活動を学校単位から地域単位の取組とする』ことが指摘されている」「今回はその第一歩として、学校の働き方改革も考慮した更なる部活動改革の推進を目指し、部活動ガイドラインで示した『学校と地域が協働・融合』した部活動の具体的な実現方策とスケジュールを明示するものである」とされ、具体的なスケジュールとして、「令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする」と示された。

こうした数次にわたる部活動改革の取組を受けて、令和4年2月に、令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行を着実に実施するなど、文化部活動改革を推進する具体的な方策等を検討するため、「文化部活動の地域移行に関する検討会議（以下「検討会議」という。）」が設置された。この検討会議では、これまで〇回にわたり、文化部活動を取り巻く現状と改革の方向性を整理し、地域移行を円滑に進めていく上で解決すべき様々な課題とその改善に向けた方策として、①「新たな文化芸術等に親しむ環境」の在り方やその充実方策、②「文化芸術団体等」の整備や支援及び「指導者」の質の保障・量の確保方策、③「文化施設」の確保方策、④「大会・コンクール」の在り方、⑤「会費」や「保険」の在り方、⑥「学習指導要領など関連諸制度等」の在り方、及び達成時期などについて、多様な観点から集中的に検討を行った。

その際、様々な事情を抱える学校現場や地域において文化部活動改革を推進するための「選択肢」を示し、複雑に絡み合う諸課題を解決していくために「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識しながら検討を行ってきたところである。

これは、文化部活動について、都市部に設置されている学校から中山間地域や離島等の地方部に設置されている学校がある中、それぞれの地域における文化芸術等に親しむ環境の状況は様々であり、同じ都市部内や地方部内でも多様であることによる。このため、ど

の地域にも当てはまる効果的で適切な唯一の解決策は存在せず、地域の実情に合わせて様々な手法の中から当該地域に適したものを選択したり、複数の手法を組み合わせるなど創意工夫を凝らしたりしながら、地道に改善策を模索していく必要があると考えるためである。

こうした検討を経て、今般、委員間において一定の共通認識が得られたことから、検討会議としての提言を取りまとめるものである。

【今後の目指す姿】

学校の文化部活動では支えきれなくなっている中学生等の文化芸術等に親しむ環境について、今後は学校単位から地域単位での活動に積極的に変えていくことにより、少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちが文化芸術等に継続して親しむことができる機会を確保する必要がある。このことは、学校における働き方改革を推進し、学校教育の質の向上にもつながる。

第1期文化芸術基本計画（令和4年3月6日閣議決定）にもあるとおり、文化芸術は、豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きるための糧となるものであり、生涯を通じて、居住する地域にかかわらず等しく文化芸術活動に触れられる機会を享受できる環境を整えることが望まれている。

文化部活動の地域移行は、単に文化部活動を学校から切り離すということではなく、子供たちの望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な文化芸術等に親しむ環境を一体的に整備し、地域全体で子供たちの多様な文化芸術等の体験機会を確保する必要がある。このため、地域の実情等に応じ、適正なガバナンスを確保した文化芸術団体等が組織化され、意欲のある教師を含め専門性等を備えた指導者やふさわしい施設を確保し、適正な活動時間の中で多様な活動が提供されることを目指すべきである。地域移行を契機に、生徒やその保護者が地域の文化芸術活動に参画することは、地域の団体等と共に、質の高い文化芸術活動や地域における文化芸術の発展を主体的に形成していくこと、さらには地域社会を豊かにすることにつながるものであり、国及び地方公共団体等において、文化部活動の改革を契機として、中学生にとどまらず多様な世代が参加する地域の文化芸術環境の充実を図る機会にしていくことが重要である。

本提言は公立中学校等における文化部活動について対象としているが、国立の中学校等においても、本提言の内容については、改革・改善が求められるものであることから、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことを望みたい。

また、公立及び国立の高等学校等（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む）については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で文化部活動への参加を選択している実態や、多様な教育活動が行われる高等学校の中で文化芸術等に特色を有する学校が存在することなどの面で、中学校等とは異なる状況にある。一方、高等学校等においても、文化芸術等を通じた生徒の心身の健全育成や教職員の働き方改革の観点からは重要であり、学校等の実情に応じて文化部活動の改善に取り組むことを望みたい。

私立学校においても、これらの取組も参考にしながら、学校等の実情に応じて適切な指

導体制の構築に取り組むことを望みたい。

第1章 中学校等の文化部活動を取り巻く現状と改革の方向性

1. 中学校等の文化部活動を取り巻く状況

- 中学校等の部活動を取り巻く状況は近年大きく変化してきている。少子化の進展により、中学校等の生徒数や教師数は大幅に減少しており、公立中学校の生徒数は、いわゆる第二次ベビーブーム世代が中学生であった昭和61年が約589万人と最多であり、学校数は10,517校、教師数は約28万人であったものが、令和3年には、生徒数が約296万人と概ね半減し、学校数は9,230校、教師数は23万人に減少している²。
さらに出生数で見ると、同様に第二次ベビーブーム世代として昭和48年には約209万人で最高であったものが、令和3年には84万人にまで落ち込むなど、今後とも少子化による生徒数減少が見込まれる³が、部活動の数はほぼ変化しておらず、地域によっては部活動の小規模化が進んでいると言われている。
- また、中学校教諭の1週間当たりの学内勤務時間（持ち帰り時間は含まない）は63時間20分であり、1か月（4週間）当たりの時間外勤務は100時間近くに及んでいる。特に中学校では、平成18年度に行われた調査結果と比べて、平成28年度の調査結果では、土日の部活動指導に従事している時間数が1時間6分から2時間9分とほぼ倍増しており、部活動指導に係る負担が増していることがわかる⁴。学校において働き方改革が求められる中、部活動が教師の長時間勤務の大きな要因の一つとなっていることから、早急な改革が急務となっている。
- このような社会情勢の変化等を踏まえれば、特に、少子化による生徒数減少の影響を大きく受け、また、学校毎の生徒数の規模を簡単には増やすことができない公立中学校等では、部員が集まらないことにより、大会・コンクールへの出場だけでなく日頃の練習すらままならない状況が見られるようになっている。たとえ規模の比較的大きな中学校等であっても、生徒数や教師数等の関係から、現状を維持するだけで精一杯の状況にあり、生徒の多様な志向等に応じて新たな活動に取り組むことなどが難しくなっている。また、現在規模が大きい学校であっても、いずれ生徒数が減少し、現状維持すら困難になることも予想される。

² 文部科学省「学校基本統計」

³ 厚生労働省「人口動態統計」

⁴ 文部科学省「教員勤務実態調査」（平成28年度）

2. 中学校等の文化部活動の改革の方向性

(文化部活動の段階的な地域移行)

上記1.に記載した中学校等の部活動を取り巻く状況に鑑みれば、今後、これまでと同じ形で平日及び休日の部活動を維持することは困難な状況にある。こうした中、中学生等の文化芸術等に親しむ機会を着実に確保していくための改革の方向性としては、まずは、休日の文化部活動から段階的に地域移行していくことを基本とすべきと考える。その際、平日の文化部活動の地域移行についても視野に入れ、休日の文化部活動の地域移行とともにできるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日に関する地域移行の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進すべきと考える。移行の在り方や方法については、地域の状況に応じ様々な形となることが考えられ、柔軟な体制づくりを進めることが必要である。

(地域における文化芸術の振興)

あわせて、地域移行の受け皿となる地域における文化芸術等に親しむ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実、地域文化芸術の振興についても、着実に取り組むことが重要である。特に、文化芸術等に関する団体の役員をはじめとする関係者においては、各々がこれまで取り組んできた事業の分野にとどまらず、児童生徒の心身の健全育成や文化芸術振興に広く目を向け、地域における文化芸術等に親しむ機会の確保や、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等に積極的に取り組むことが期待される。

(1) 地域における文化芸術等に親しむ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実

①現状と課題

- 上記1.で指摘した通り、このまま少子化が進展していけば、どの中学校等においても、部活動は廃部や休部、活動の縮小に追い込まれることが想定される。生徒にとっては自分のやりたい部活動がなく、あったとしても少ない部員数であることなどにより活動が低調となり、魅力を感じられない状況が生じる。このため、生徒の部活動離れを引き起こすという悪循環が生じ、部活動が衰退する恐れがある。

また、少子化の影響による学校規模の小規模化に伴い、部活動の指導を担う教師の数も減少すると考えられる。

そのため、学校単位で、教師が指導する従来の部活動を、今後も現状の形で維持していくことは極めて困難であると言わざるを得ない。

②求められる対応

- 生徒の感性を育み生涯にわたって芸術や芸術文化に豊かに関わる資質・能力を育成する観点から、生徒が文化芸術等に親しむ機会を、地域において広く確保できるようにしていく必要がある。

- そのため、行政や地域の文化芸術団体、中学校等の関係者の理解と協力を得ながら、地域における文化芸術環境を速やかに整備し、その充実を図ることが強く求められる。
- 地域における新たな文化芸術等に親しむ環境を整備充実する際には、単に文化部活動の実施主体を学校から地域の文化芸術団体等へ移行するのではなく、現在、文化部に所属していない生徒も含めて、文化芸術活動への参加を望む生徒にとってふさわしい環境の実現につなげていく必要がある。
- また、地域における新たな文化芸術環境を整備充実させ、文化部活動を地域に移行することにより、学校の働き方改革の進展にもつながっていくことが期待される。教師が教師でなければならない業務に専念できる体制にしていくことができれば、学校教育が改善充実され、生徒に対するより良い学校教育の提供につながることを期待される。

(2) 地域文化芸術の振興

①現状と課題

- 地域の文化芸術に親しむ場としては、地域の文化芸術団体、自治体文化施設、民間教室などがあり、令和2年度「文化に関する世論調査」によると、地域における文化的な環境の充実のために必要なものとして、子どもが文化芸術に親しむ機会の充実があげられ、地域での文化芸術等に親しむ場となる文化芸術団体は地方公共団体のうち8割以上にあり、児童生徒を対象としたプログラムも行われている⁵。
- ただし、文化部活動の地域移行の連携先として、地域の文化芸術団体に肯定的な地方公共団体の割合は10%台程度と低く⁶、地域の文化芸術に親しむ環境については、行政、学校、指導者等の関係団体・関係者の連携や人材の活用が不十分な状況である。

②求められる対応

- そのため、地方公共団体や地域の文化芸術関係者において、新たな環境の整備充実を進める中においては、単に中学校等の生徒の文化芸術等に親しむ機会を確保するという観点だけでなく、地域住民にとっても、より良い地域環境となることを目指す必要がある。このため、地域の文化芸術団体等の整備、質の高い指導者の確保など、地域の文化芸術活動全体を振興する契機としていくことが必要である。
- こうした文化部活動の地域移行に向けた取組は、中学校等の生徒にとってふさわしい文化芸術等に親しむ環境の構築に資するだけでなく、以下のような効果が期待できる。

⁵ 文化庁「地域文化倶楽部（仮称）の創設に向けた調査研究」（令和3年3月）

⁶ 文化庁「地域文化倶楽部（仮称）の創設に向けた調査研究」（令和3年3月）

- ・ 他の世代にとっても、行政や文化芸術関係団体、学校等との緊密な連携や、指導者の活用等が充実すること
- ・ 地域の文化芸術に親しむ環境において多様な活動の場が提供され、生徒以外の世代も含めて気軽に文化芸術等に親しむことができる環境となり、地域全体として、より幅広いニーズに応えられるようになること
- ・ 幅広い世代が参加する地域における文化芸術等に親しむ環境の構築により、生涯を通じて文化芸術等を愛好する環境が促進されること

第2章 地域における新たな文化芸術等に親しむ環境の在り方とその構築方法等

文化部活動の地域移行にあたり、地域における新たな環境については、単に休日の文化部活動の練習内容、活動時間、指導体制などを、そのまま地域に移していこうとすると、生徒のニーズに十分に応じることができなくなるなど、学校の文化部活動が抱える課題がそのまま温存されてしまう恐れがある。このため、中学校等の生徒が参加できる地域における新たな文化芸術等に親しむ環境の在り方を新たな視点で具体的に示していく必要がある。

また、現状、地域における文化芸術等に親しむ環境の整備が進んでいる地域もあれば、そうではない地域もある中、どの地域においても新たな環境の構築が着実かつ円滑に進められるようにしていく必要がある。

1. 地域における新たな文化芸術等に親しむ環境の在り方

(1) 参加者

- 文化部に所属している中学校等の生徒の割合は、およそ3割⁷となっていることに加え、現在の文化部活動は、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しむ、適度な頻度で行える等、生徒の多様なニーズに必ずしも応えられていない。
- こうした現状を踏まえ、地域における文化芸術等に親しむ環境を整備するに当たっては、できるだけ多くの生徒に対して文化芸術等に親しめる機会を確保するため、文化部活動に所属している生徒だけを想定するのではなく、運動部活動に所属している生徒や歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒、障害のある生徒など、希望する全ての生徒を想定する必要がある。

(2) 実施主体

- 地域における文化芸術等に親しむ機会を提供している組織・団体は多様であるため、地域における新たな環境の構築に当たっては、当該地域の実情に応じた対応が求められる。
- 多様な実施主体としては、上記に述べた文化芸術団体等に加え、地域学校協働本部⁸や保護者会、同窓会、複数の学校の文化部が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体も想定する必要がある。

⁷ 文化庁「文化部活動の実態調査報告書」令和2年3月

⁸ コミュニティ・スクールと一体的に推進している地域学校協働活動を担う地域住民や団体等によるネットワーク体制

(3) 活動内容

- 地域において、生徒の文化芸術等に親しむ機会を確保する際、中学校等の生徒には、技量が高い大会志向の生徒もいる一方で、文化芸術等を楽しむことを重視するレクリエーション志向の生徒や歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒、障害のある生徒もおり、生徒の志向や状況に応じた対応が求められる。

- そのため、青少年期を通じて幅広い文化芸術活動に親しむため、休日や長期休暇中などに開催される体験教室などの活動、レクリエーション的な活動、障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる活動など、生徒の志向等の状況に適した文化芸術等に親しむ機会を確保し、体験の格差の解消にもつなげていく必要がある。

- 地域によっては、施設や指導者等の状況から、現在中学校等で設置運営されている文化部活動について、その全ての活動を整備できないところも想定される。
地域における新たな環境の構築の趣旨・目的は、どの生徒にとっても文化芸術等に親しむ機会を確保していくためのものであり、複数の分野の活動があることも生徒にとっては重要なことである。
そのため、現在の中学校等で設置されている文化部活動の分野の活動を、そのまま地域で継続させることを過度に重視するのではなく、むしろ、生徒の志向等を改めて確認しながら、地域で盛んな文化芸術等や地域で整備充実が可能な文化芸術等について、例えば、レクリエーション志向の生徒向けの活動や、大会志向の生徒向けの活動など、多様な活動を開設していくといった工夫をする必要がある。

- また、若者に人気のある漫画やアニメ等のメディア芸術、障害の有無や年齢等にかかわらず一緒に活動することができるアート活動など、中学校等の文化部活動としての設置が少ない文化芸術等に親しめる機会も充実され、生徒にとって、これまで学校の文化部活動では経験できなかった文化芸術活動も経験できるようになることも期待される。

- 地域における生徒数が少ないなどの理由から、生徒だけに特化した活動を設置運営できない地域も想定される。生徒にとって、地域の大人や高齢者と一緒に活動を行うことは、大人や高齢者になっても文化芸術等に親しむ姿を身近に感じることができ、生涯にわたって文化芸術等に親しむ姿勢を育む上で、これまでのように同じ世代だけで文化芸術活動をするよりも、より大きな効果が期待できる。

- そのため、生徒だけを対象とした活動を前提にするのではなく、他の世代と一緒に参画する活動も望まれる。その際、新たな活動を設置することだけでなく、既に他の世代向けに設置されている活動に、生徒が加わることも想定される。こうした環境が整えば、中学校等を卒業した後も、引き続き、地域で文化芸術等に親しめる機会を確保することが可能となる。

- また、生徒が自らの志向や興味関心等に応じて活動を選べるようにするため、中学校等において、地域で実施されている文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に対して周知する必要がある。

(4) 生徒等の健康への配慮

- 文化芸術活動に取り組む時間については、成長期にある生徒が教育課程内の活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、現行のガイドラインにおいて定められた活動時間を遵守し、休養日を設定する必要がある。

(5) 活動場所

- 文化部活動の地域移行の活動場所としては、中学校の音楽室、美術室等の施設をはじめとして小学校や高等学校、特別支援学校、廃校となった施設などの積極的な活用、さらには社会教育施設や文化施設の活用も考えられる。

【第5章「地域における文化施設の確保方策」を参照】

2. 地域における新たな文化芸術等に親しむ環境の構築の方法

(1) 進め方

①現状と課題

- 中学校等の生徒が地域において文化芸術等に親しめる環境を構築することは、文化部活動が学校の活動であることが当たり前であった生徒や教師等にとって大きな変化を伴うものであり、このような改革を一步一步着実に進めていくためには、まずは休日から地域移行の取組を進めていくことが適切と考えられる。
- その理由としては、平日と休日とを比較した場合、「生徒の活動時間」という観点からは休日の方が移動や練習に要するまとまった時間が確保しやすいこと、「指導者の確保」という観点からは平日に仕事がある保護者や地域住民にとって休日の方が参画しやすいこと、「施設の確保」という観点からは授業等がない休日は学校の施設を利用しやすいことなどが挙げられる。
- ただし、地域によっては中学生等の生徒を受け入れていくことになる組織や体制、活動場所となる施設設備等の環境が様々であり、平日と休日を分けない方が、あるいは、休日よりも平日の方が文化芸術等に親しむ環境の整備充実を進めやすい場合があることも想定される。また、休日と平日の指導者が異なる場合には、指導方針の違い等により混乱が生じる恐れを指摘する声もある。

②求められる対応

- 地域における新たな文化芸術等に親しむ環境の構築について、まずは、休日における地域の環境の構築を着実に進めた上で、次のステップとして平日の環境の構築に取り組むことを基本とする。その際、休日の活動と平日の活動で指導者が異なった場合には、必要に応じて、指導者間で指導方針や生徒に関する情報等の共有を行うなど、緊密な連携を図っていく必要がある。
- なお、地域の実情等によっては、平日と休日を一体として構築することや、平日から先に構築することもあり得るため、特定の受け入れ方にこだわらずに、どのような進め方が当該地域の実情等に照らしてふさわしいのかは、各地域における関係者間で丁寧に検討して方針を定め、調整・協議する場を整えていく必要がある。

(2) 検討主体

①現状と課題

- 地域における新たな文化芸術等に親しむ環境の構築に当たっては、学校の設置・管理運営や地域文化の振興を担う市町村はもとより、市町村を支援し広域的な文化芸術振興を担う立場にある都道府県、当該地域に存在する文化芸術団体など様々な機関・関係者が連携協力しながら取り組んでいかなければ、円滑に進まなくなる恐れがある。

②求められる対応

- 現状では各市町村において、学校の設置・管理運営を担う教育委員会の担当部署が中心となって進めているところが多いと考えられるが、地域において新たな環境の構築を全体として進めるためには、市町村において、当該市町村の文化振興担当部署や社会教育など生涯学習担当部署などが中心となって、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域の文化芸術団体、学校等の関係者からなる協議会を設置する必要がある。その際、先行する運動部の検討を踏まえ、地域スポーツ担当部署やスポーツ団体とも緊密な連携を図りながら、都道府県の指導助言を受けつつ、地域の実情に応じた様々な方法を想定しながら、活動の実施主体やスケジュールなどを検討し、実行していく必要がある。
- 環境の整備充実を行うに当たっては、例えば、市町村や都道府県の文化振興財団などの団体が、地域の各文化芸術団体等の取りまとめを行うなどの役割を担うことが考えられる。
また、学校は、生徒の育成に関わる主体の一つとして、地域における文化芸術団体等と協力・協働して地域の文化芸術に親しむ環境の整備充実に取り組む必要がある。
このように、文化部活動の地域移行は、地域だけで対応するのではなく、学校、行政、文化芸術団体、さらにはスポーツ関係者などがこれまで以上に連携して取り組むことが必要である。

(3) 関係者への周知

①現状と課題

- 地域における文化芸術等に親しむ環境の構築や文化部活動の円滑な地域移行に向けて、生徒や保護者、文化芸術関係者、学校関係者等の理解や協力は不可欠であるが、現状、そうした様々な関係者間で十分な共通理解が得られているとは言えない状況である。

②求められる対応

- 地方公共団体においては、生徒や保護者、文化芸術関係者、学校関係者等に対して、改革の背景や、地域における文化芸術等に親しむ環境の将来像、生徒自身や地域社会への見込まれる効果、スケジュール等について分かりやすく周知し、理解を得ていく必要がある。

3. 地域における新たな文化芸術等に親しむ環境の構築のスケジュール

(1) スケジュール

①現状と課題

- 地域における新たな文化芸術等に親しむ環境の構築の進捗状況については、積極的に進めている地方公共団体がある一方で、あまり進んでいない地方公共団体もあるのが実態である。

②求められる対応

- こうした地域における文化芸術等に親しむ環境構築等の実態に違いがあることは前提としつつも、文化部活動の地域移行にかかわって、地域における新たな文化芸術等に親しむ環境の構築を円滑かつ着実に進めるためには、各地方公共団体が目安とできる一定のスケジュールを示すことが有効であると考えられる。

- そのため、以下に掲げる取組スケジュールを参考にしながら、各市町村や地域においては、当該地域の実情等を加味した独自のスケジュールを策定して、関係者間で協議を重ねていく必要がある。その際、準備の進捗状況等の点検を適宜行い、必要に応じてスケジュールを見直ししながら、着実に進めていく必要がある。

また、国や都道府県は、市町村における進捗状況等を把握しながら、必要に応じて指導・助言等の支援を行っていく必要がある。

<令和4年度の取組例>

- ・ 各中学校等において、部活動に入っていない生徒も含めた生徒・保護者のニーズや教師の意向をアンケート等で把握するなど、今後のふさわしい活動内容について検討する。その際、小学校においても、令和5年度以降中学校に入学する児童・保

護者を対象として上記アンケート等を行い、学校設置者である市町村や中学校等と情報共有していくことが重要である。

- ・ 各市町村や地域において、文化振興担当部署や社会教育など生涯学習担当部署、文化芸術団体、教育委員会、小・中学校等の関係者などによる協議会を設置し、地域における新たな文化環境の構築の在り方や文化芸術への支援等の整備充実方策、教師等の兼職兼業の仕組み等についての具体的な検討を開始する。その際、先行する運動部の検討を踏まえ、地域スポーツ担当部署やスポーツ団体とも緊密な連携を図るとともに、前述の学校における情報を共有し、学校の実情や児童生徒・保護者のニーズや教師の意向を踏まえて検討を進める。
- ・ 各市町村において、次年度以降の地域における新たな文化芸術等に親しむ環境の構築に向けて必要な経費や人員等を検討・措置する。
- ・ 各市町村において、地域での指導を望む教師が兼職兼業の許可を得て指導に携われるよう兼職兼業の運用の考え方等の整理を進める。
- ・ 国から、生徒が参加する各種大会の主催者である全国中学校文化連盟や各分野の団体等に対して、生徒の志向等を踏まえた大会の在り方や参加資格、引率規定の見直し等の検討とともに、各団体において令和4年度中に結論を出すよう要請する。

<令和5年度の取組例>

- ・ 既に活動している文化芸術団体・組織を活用できる地域等から、まずは休日の文化部活動に関し、段階的に、生徒の受け入れ、あるいは学校施設を活用して新たな活動を始めるなど、当該地域の実情に適した地域移行の取組を開始する。
- ・ 各市町村において、次年度以降の地域における新たな文化芸術等に親しむ環境の構築に向けて必要な経費や人員等を引き続き検討・措置する。
- ・ 休日の地域での指導を希望する教師が円滑に兼職兼業の許可を得て地域で指導できるよう運用を開始する。
- ・ 各種大会の主催者である全国中学校文化連盟や各分野の団体等は、参加資格の緩和等を行った大会を開催する。【詳細は第5章「大会の在り方」に後述】

<令和6年度以降の取組例>

- ・ 地域における文化芸術等に親しむ環境の整備充実を本格的に進め、生徒にふさわしい活動を着実に増加させていく。

第3章 地域における文化芸術団体等の整備充実及び指導者の質・量の確保の方策について

文化部活動の地域移行の「受け皿」としては、地域の文化芸術団体や民間教室、芸術系大学、それらの団体に所属している会員などが外部指導者となること等が考えられる。

都市部でも地方部でも、どの地域においても、ICT活用も含め、生徒に文化芸術等に親しむ機会を提供する団体等の十分な整備や、質・量ともに十分な指導者の確保が必要である。

また、現在、学校の文化部活動の指導を担っている教師の中には、地域での指導を希望する者もあり、そのような教師が引き続き地域で指導を担えるようにしていく必要がある。

1. 地域の文化芸術団体等の整備充実、指導者の質・量の確保方策

①現状と課題

- 中学校等の生徒が地域において文化芸術等に親しめるようにするため、地域の実情に応じて、多様な実施主体を想定しながら、それらの整備充実を進める必要があるが、中学校における地域のスポーツ・文化芸術団体との連携実績について、「特段の連携をしていない」と回答している公立中学校の割合は 51.4%となっており⁹、地域における文化芸術団体等と学校との連携が十分でないところが多い。
- 地域における文化芸術等に親しむ環境の整備充実について、文化庁の「地域文化倶楽部（仮称）創設に向けた実践研究」を進めたり、地方公共団体や地域で独自の取組を行ったりするなど、積極的に取り組んでいる地域がある。
取組内容としては、既存、もしくは新たに立ち上げられたNPO法人が受け皿となっているもの、地域の交響楽団や吹奏楽団、伝統芸能等の文化芸術団体と連携して外部指導者が派遣されているもの、教師等が兼職兼業の許可を得て指導に当たっているものなど、様々な事例がある。
- 指導者の量の確保の観点から、文化芸術団体等と連携して人材バンクを設け外部指導者を派遣したり、外部指導者の確保が困難な地域において、遠隔地の指導者によるICTを活用した合同練習や専門的な個別指導を併用したりするなど、地域の実情に応じて、取組を進めている状況も見られる。
- また、指導者の質の確保の観点から、自治体の事例において、専門家による合同練習会の実施や外部指導者向けの研修動画を作成し、外部指導者が受講している事例もある。さらには、民間団体における、地域音楽コーディネーターや生涯学習音楽指導員といった資格による、地域の音楽文化振興人材の育成や、都道府県の吹奏楽連盟における指導者認定講座の実施などの事例も始められている。

⁹ スポーツ庁「運動部活動等に関する実態調査」（平成 29 年度）

(参考) 「地域文化倶楽部（仮称）の創設に向けた実践研究」における実践事例

○兵庫県淡路市等

- ・市教委が指導において求められる事項や服務についての研修動画を作成
- ・活動場所が学校の場合、ボランティア、代行員などを活用し安全管理を工夫

○富山県朝日町

- ・スポーツ、文化活動の幅広い提供を目指してコミュニティクラブを設立
- ・週2日、外部指導者と顧問による指導

○静岡県掛川市

- ・地域楽団の楽団員や音楽活動経験者などが受け皿となるNPOを設立
- ・合唱、吹奏楽などについて、週2日公共施設なども活用して実施

○徳島県徳島市（地域の文化芸術団体との連携）

- ・地域の交響楽団のジュニアオーケストラや地域の伝統芸能である人形浄瑠璃の団体との連携し、地域の指導者による指導

○新潟県胎内市

- ・地域の指導者とICTの活用による遠隔地の指導者からの専門的な指導により合同部活動を実施

○NPO法人 日本地域部活動文化部推進本部

- ・子供たちの自主性・主体性を最大限に尊重した活動を展開
- ・企業などから協賛を得る工夫

②求められる対応

- 国は各地方公共団体における取組の参考となるよう、こうした事例を資料としてまとめ、提供するとともに、各地方公共団体においては、これらの事例も参照しつつ、当該地域の実情等を踏まえた受け入れ体制等の構築等の取組を着実に進めていくことが必要である。
- その際、地域における文化芸術等に親しむ環境の効果的・効率的な整備充実に向け、まずは、各市町村の文化振興担当部署や組織・団体、学校等が十分な情報共有等を通じて緊密に連携していけるよう、関係者を集めた委員会など、定期的・恒常的な連絡調整を行える場など体制を整備する必要がある。
また、そうした委員会等において、地域における文化芸術団体等での活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にしておくことも必要である。
- 各地方公共団体において、委員会における事例の検討などを通じ、それぞれの地域の実情にあった受け皿や指導者の確保、指導者資格の取得や研修の実施を促進による次代の指導者育成の仕組みなど、できることから取り組むことが考えられる。

- 生徒にとってふさわしい文化芸術等に親しむ環境を整備するためには、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保していく必要がある。また、指導者について指導者資格の取得や研修の実施の際、これまでの文化部活動の意義や役割について、地域単位の活動においても継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携をしつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができるように留意する必要がある。特に、練習が過度な負担とならないようにするとともに、生徒の安全の確保や暴言や暴力、行き過ぎた指導、ハラスメントなどの行為の根絶が強く求められる。

また、文化部活動で留意する必要がある著作権についても、地域における文化芸術活動の中で理解を深められるようにすることが重要である。

- 指導者資格の取得に際しては、受講者の負担をできるだけ軽減するため、インターネットを通じて受講できるようにすることなども考えられ、実施団体等においては指導者の負担軽減に配慮した工夫を行う必要がある。
- なお、部活動指導員は、実技指導のほか、学校外での活動（大会・練習試合等）の引率、用具・施設の点検・管理、部活動の管理運営（会計管理等）、保護者等への連絡など、部活動に関わる多様な職務が想定されている。部活動指導員は学校の職員であるが、文化部活動の地域移行後もその役割は重要であると考えられ、部活動指導員を担っている者が地域の文化芸術活動の指導者等として活躍することが期待される。

2. 地域の文化芸術団体等への支援

①現状と課題

- 生徒に対して、安定的・継続的に文化芸術等に親しむ機会が確保されるよう、生徒向けの文化芸術活動を実施する地域の文化芸術団体等の整備充実を進めていく必要がある。
- 国による地域の文化芸術団体等への支援としては、学校や地域における子供たちの文化芸術等に親しむ機会の充実に向けた文化庁事業があり、文化部活動の地域移行に向けた事業も含まれている。

②求められる対応

- 文化部活動の地域移行に向けて中学生向けの文化芸術活動を実施する団体等については、その運営体制の整備や人材の確保など自立して持続可能な運営ができる組織体制の育成を促すことが基本だが、予算の充実を検討する必要がある。あわせて、団体等においては、そうした支援に見合った透明性を確保し、説明責任を果たしていく必要がある。

- また、公的な支援だけでなく、地元の企業などによる楽器などの寄附や地域の文化芸術振興のための基金の設立なども想定され、市町村や地域において、当該地域の実情に応じて支援体制を整備する必要がある。
- 支援の在り方については、地域の実情に応じて様々な方策が想定され、上記1.と同様に、各地方公共団体における取組の参考となるよう、文化庁において、それらの事例を参考資料としてまとめる予定であり、各地方公共団体において、これらの事例も参照しつつ、取組を着実に進めていくことが必要である。

3. 指導を希望する教師等の在り方（兼職兼業等）

①現状と課題

- 地域において優れた指導者を確保することについて、地域移行の過渡期においては質・量ともに十分な指導者の確保が課題となることが考えられる。
- 公立学校の教師等の公務員の中には、専門的な知識や技量、指導経験があり、かつ、地域での指導を強く希望する者もいることから、これらの者が兼職兼業の許可を得るなどにより地域で指導できるようにすることが考えられる。こうした教師等の協力を得られれば、地域文化芸術振興の観点からも効果的である。
- 地域の文化芸術活動に従事することを希望する公立学校の教師等については、学校以外の主体である地域団体の業務に従事することとなるため、地方公務員法や教育公務員特例法の規定に基づき、報酬を受けて行う場合などには、任命権者（県費負担教職員の場合は、市町村教育委員会）の兼職兼業の許可が必要となり、許可を得た場合には地域団体の業務に従事することが可能である。
- 一方で、教師等が兼職兼業の許可を得るなどして地域で指導する際に、本来業務へ影響が生じないようにするとともに、心身に過重な負担とならないようにする必要がある。また、教師が実際には指導を望んでいないにもかかわらず、保護者等からの要望や周囲からの同調圧力等により兼職兼業の許可を申請するなどして従事せざるを得ないような事態が生じることを防がなければならない。
- 教師等が地域における文化芸術活動等で指導に当たる際には、居住する地域や勤務する地域において指導をすることが想定されるが、勤務する地域で指導する際は、異動や退職に伴い、そこでの指導者を辞めてしまうことも考えられる。

②求められる対応

- 地域での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるようにする必要がある。

- 地域において指導に当たることについては、指導者として雇用契約を結んで指導に従事させる場合だけでなく、業務委託契約等による場合も想定される。

教師等の兼職兼業については、現行制度下においても各教育委員会等の判断で実施可能なものであり、文部科学省が通知（「『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について』を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について（通知）」令和3年2月17日）で示した地域の文化芸術団体等に雇用されて指導に従事する場合のみならず、業務委託契約等により指導を担う場合も考えられ、このような教師等の兼職兼業の対象となりうる例を国から教育委員会等に対して周知する必要がある。

なお、業務委託契約等については、厚生労働省「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（平成30年1月（令和2年9月改定））において、労働基準法の労働時間規制等を潜脱するような形態や、合理的な理由なく労働条件等を労働者の不利益に変更するような形態で行われる副業・兼業は認められないなどとされていることに留意する必要がある。また、教師の健康管理や事故が発生した場合の対応等が、雇用契約の場合とは異なる取り扱いとなることに留意する必要がある。

- 各教育委員会等においては、指導に関して高い能力や意欲がある教師等が、地域において指導に従事し、今後とも地域の子供たちなどのためにその指導力を十分に発揮できるように、速やかに兼職兼業の運用に係る考え方等を整理する必要がある。

- また、教育委員会等が兼職兼業の許可をする際には、本人の意思を十分に確認するとともに、勤務校等における業務内容や負担も勘案して許可することを、国から改めて教育委員会等に対して周知する必要がある。

- 教師等が地域の指導に従事する際、異動や退職にかかわらず継続的に同じ文化芸術団体等で指導に携わることが、活動に参加する子供たちにとって望ましい。

そのため、地域の文化芸術団体等において、教師等を指導者として雇用等する際には、居住地、異動や退職があっても当該団体等において指導を継続する意向の有無等を踏まえ、教育委員会等と連携し継続的・安定的に指導者を確保できるように留意する必要がある。また、指導者としての勤務時間や労務災害に関する管理体制の明確化などの配慮も必要である。

第4章 地域における文化施設の確保方策

文化部活動の地域移行の活動場所としては、社会教育施設や文化施設が考えられる。

公民館は全国で約 14,000 館となっており、地域による差はあるものの、市町村における設置率は 8 割を超えており比較的高い。その他、劇場・音楽堂、生涯学習センターなどの設置数は、それぞれ約 1,800、約 500 となっている。¹⁰

生徒が地域において文化芸術等に親しむ機会を確保するためには、十分な数の施設の確保が不可欠であるため、地域における施設の確保方策等について整理するものである。

1. 想定される文化施設

①現状と課題

- 上記の社会教育施設や文化施設は文化部活動の受け皿となることが可能であり、活動場所として活用している事例もあるが、近くに施設がない、または楽器の搬出入の問題などにより、学校の音楽室などで活動している場合も多い。

②求められる対応

- 引き続き、中学校の音楽室、美術室等の施設をはじめ、上記の社会教育施設や文化施設、さらには小学校や高等学校、特別支援学校、廃校となった施設などの利用を促進する必要がある。

2. 円滑な学校施設の利用の促進とその管理の在り方

①現状と課題

- 上記 1. の通り、引き続き、中学校施設の利用が想定されるが、その場合、多くの団体等が学校施設を利用することになるため、利用ルールの改善や団体間での調整が必要となる。
- また、各地方公共団体が定める学校施設利用の規則において、営利を目的とした利用が認められない場合には、中学生等をはじめとする地域住民を受け入れようとする民間事業者が行う文化教室等であっても、営利を目的とした利用にあたるとして学校施設の利用が認められない可能性がある。

②求められる対応

- 地域移行に協力しようとする多様な団体等が学校施設を円滑に利用できるよう、地域の文化振興担当部署や教育委員会の担当部署、各文化芸術団体等が連絡・調整するため

¹⁰ 文部科学省「平成 30 年度社会教育調査」

の協議会を設立し、様々な団体向けの利用ルール等を策定することや、指定管理者制度や業務委託の活用など学校の負担なく利用の割当ての調整を行う仕組みを設けることなどが必要である。なお、地域に開かれた学校施設の一元的管理という観点から、地域スポーツ担当部署や各スポーツ団体等とも調整することが重要である。

その際、地方公共団体の実務担当者向けの「地域での文化活動を推進するための『学校施設開放の方針』について」（令和3年1月文化庁策定）や「学校体育施設の有効活用に関する手引き」（令和2年3月スポーツ庁策定）も参考に取り組むことが考えられる。

- 学校の正規の教育課程である授業を除き、学校行事で使わない放課後や休日の時間帯は、中学生をはじめとする地域住民のための文化施設としての利用を促進することが考えられる。
- 学校施設の利用に際して、営利を目的とした利用を一律に認めない規則や、そうした運用を行っている地方公共団体においては、文化部活動の地域移行を推進するため、中学生等をはじめ地域住民を受け入れて文化芸術活動を行おうとする民間事業者等に対しては、学校施設の利用が可能となるよう規則改正や運用改善を検討する必要がある。
- また、文化部活動の地域移行に協力するため、中学生等をはじめ地域住民を対象とする文化芸術活動を行う団体等に対しては、学校施設、社会教育施設や文化施設等について低廉な利用料を認めるなど負担軽減のための措置を検討する必要がある、国から関係団体に対しても、理解促進を求める。

第5章 大会・コンクールの在り方

中学校等の生徒を対象とする大会・コンクール等としては、主に

- ◇全国中学校文化連盟による全国中学校総合文化祭
 - ◇分野の団体が主催する全国大会及び各都道府県等の分野の団体が主催する大会
 - ◇その他の団体等の主催する大会
- などがある。

文化部活動の大会等といった場合、分野によって状況は異なっている。例えば、吹奏楽部や合唱部においては、複数の大規模な全国大会と、各大会につながる都道府県大会、ブロック大会が行われており、これに定期演奏会やイベント・行事などを併せ、大会・コンクールやイベント等に追われるという状況も見られる。

一方で、美術部などにおいては、展覧会や発表会などの行事・イベント等に参加するものの、競争性や頻度は、必ずしも高くない状況が見られる。

全国規模の大会等とそこにつながるブロック大会等は、生徒と教師がともに取り組むことによる一体感の醸成を伴う学びの場であるとともに、生徒にとって、日頃の練習の成果を発揮する貴重な機会を提供し、生徒の文化芸術活動への意欲を高め、技能の向上に寄与してきた。

一方で、大会等の在り方については、ガイドラインにおいて、「文化部活動に関わる全国組織及び文化部活動を参加対象とする各種大会等の主催者は、単一の学校からの複数グループの参加や複数校合同グループの参加、学校と連携した地域の団体等の参加、本ガイドラインの遵守を条件とした参加資格等の在り方や、大会等の規模もしくは日程等の在り方、部活動指導員による単独引率や外部人材の活用などの運営の在り方に関する見直し及び関連規定の整備を速やかに行う」こととされた。

また、平成31年中教審答申において、「学校の部活動が参加する大会・コンクール等の主催者においても、（中略）学校と連携した地域の団体等が大会に参加できるよう、関係規定の見直し等を行うべきである」、「勝利至上主義を助長するような大会等の在り方の見直しを進めることも重要である」と指摘されている。

これらを踏まえた具体的な改革の歩みはようやく緒に就いたばかりであり、中学校等の生徒にふさわしい大会等の在り方についても整理するものである。

1. 今後の大会等の在り方

(1) 地域の文化芸術団体等に所属する生徒の大会等参加機会の確保

①現状と課題

- 大会等においては、複数校での合同グループの参加が可能な部門が設定されていたり、地域での文化芸術活動に参加している中学生は一般の部で参加可能であったり、単一学

校から複数グループの参加を可能とするなど、様々な工夫が行われている。

- ただし、全国大会等につながる部門の参加資格は学校単位に限定されているなど、地域の文化芸術団体等に所属する生徒が、練習の成果を発揮し、また他の学校や地域の団体等に所属する生徒との切磋琢磨できる環境に限定がかけられてしまう状況となっている。

②求められる対応

- 令和5年度から、各地域において、休日の文化部活動の段階的な地域移行が進み、地域の団体等に所属する生徒が増えていくことが見込まれることを踏まえ、このような生徒の大会等参加の機会が確保されるよう、国から大会等主催者に対し、参加資格について、学校単位だけでなく地域の団体等の参加も認めることを要請するとともに、国は、令和5年度以降の中学校等の生徒を対象とする全国規模の大会等について、地域の団体等も参加できる大会等に対して、引き続き、後援名義、賞の授与等の支援を行う必要がある。

(2) 全国大会をはじめとする大会・コンクールの在り方

①現状と課題

- 中学校等の文化部活動が参加する大会・コンクールには、様々なものがあるとともに、全国中学校文化連盟が開催する総合文化祭は、推薦による出場校が発表や展示を行う場として開催されるなど、いずれも中学生の日頃の成果の発表の場となっている。
- 大会等は、生徒が切磋琢磨する機会となっており、専門的な活動に進むきっかけや技能向上等に寄与してきた。一方で、一部には、生徒や保護者、指導者が、より上を目指そうとして、練習の長時間化・過熱化、行き過ぎた指導等につながる状況等がみられる。
- 今後の地域での文化芸術等に親しむ環境としては、生涯にわたって芸術や芸術文化と豊かに関わる資質・能力が育成できるものが望まれる。そのため、自分なりのペースで文化芸術等に親しみたい生徒向けの活動などが充実されていくことが望まれるところであり、このような活動にふさわしい成果発表の場の確保が必要となる。

②求められる対応

- 少子化や学校の働き方改革の進展、学校に代わって地域において文化芸術等に親しむ環境が整備されていく方向性を踏まえ、関係団体等において、中学校等の生徒向けの大会等の意義、生徒にとってふさわしい大会等の在り方や、適切な大会等の運営体制などについて検討する必要がある。

また、生徒の心身の負担や保護者による金銭等の負担が過重にならないよう、国から、関係団体等に対して、関係者で協議して今後の大会等の在り方の検討を要請する必要がある。

2. 大会・コンクール等の引率や運営に係る教師の負担の軽減

(1) 大会等参加の引率

①現状と課題

- 中学校等の生徒が参加する大会等の多くは休日（教師の勤務を要しない日）に開催されており、こうした休日の大会に生徒を引率する指導者、あるいは音楽系の場合の指揮者として、まず「教師」が想定されているが、指導に熱意を持ってあたる教師もいる一方で、休日に引率することに負担を感じている教師もいると考えられる。
- 文化部活動の大会等について、引率や指導・指揮等に関する規定が必ずしも設けられているとは限らないが、日頃からの指導面や生徒の安全管理面から、顧問である教師が、引率や指揮者として参加している場合が多く、さらに、一部の地方公共団体においては、外部指導者による引率を認めておらず、適切な外部指導者がいたとしても、教師が引率せざるを得ないところもある。

②求められる対応

- 大会への生徒の引率について、ガイドラインを改訂し、部活動指導員を配置している部については、原則として部活動指導員が単独で担うことや、生徒数が多いことなどから移動の際の安全確保のために、複数の者で引率する必要がある場合であっても、外部指導者や地域のボランティア等の協力を得るなどして、できるだけ教師が引率しない体制を整える旨を大会等の規定として整備する必要がある。
- そのため、国は、大会主催者等に対して、大会参加資格の緩和と併せて、引率規定の見直しを図るよう要請する必要がある。

(2) 大会運営への従事

①現状と課題

- 大会運営は、大会主催者である団体等の責任により行われるものであり、大会運営への参画は中学校等の教師の本来の職務ではない。
しかし、中学校等の参加する大会では、大会参加に当たって大会運営への協力が求められる大会もあり、そのような大会では、大会準備・運営の多くを教師が担っている実態がある。これらの大会においては、教師は、大会への生徒の引率だけでなく、会場設営等の運営に携わっており、自ら進んで従事する教師もいれば、負担を感じている教師もいる。また、このような場合に、大会運営に従事することは、教師の立場として従事しているのか、個人の立場として従事しているのか、曖昧な状況にある。
- このように、大会運営についてはこれまで教師の献身的な働きにより支えられてきた面が大きいですが、学校のみならず社会全体で働き方改革が求められる中、課題を整理し、教師の関与の在り方などを見直していく必要がある。

②求められる対応

○ 大会運営は、大会主催者である団体等に所属する職員により担われるべきであり、人員が足りない場合は、大会主催者が大会開催に係る経費を用いて適切な団体等に外部委託をしたり、アルバイト等を雇用したりして補充すべきである。そのため、国から、全国中文連や各分野団体等に対して、大会運営の体制について適切なものになるよう見直すことを要請する必要がある。

○ 教師の中には、分野の団体の役員等に就任して日頃から団体等の活動に意欲をもって従事している者もあり、そのような者が大会運営に従事することが、生徒の成果発表の場となる大会を開催する上で不可欠な場合もある。

そういった教師が、団体の役員等の立場で適切な報酬を得て大会運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可を得る必要がある。

国は、ガイドラインを改訂し、このような役員等である者を含め、教師が報酬を得て大会運営に従事する場合には、教育委員会は、本人の意思、学校における業務への影響の有無、教師の健康への配慮から、学校での職務負担や大会運営に従事する日数等をしっかりと確認した上で、兼職兼業の許可を判断すべきことを示す必要がある。

第6章 地域の文化芸術活動における会費の在り方

学校の文化部活動においては、部費等として、部員である生徒から、大会参加費や備品・用具の購入代金、分野の団体等の登録料等に充てるため一定の金額を集めている。ただし、教師が指導を担っているため指導料が生じず、比較的低廉な額となっている。

今後、中学校等の生徒が、地域において文化芸術活動に参加する際には、所属する文化芸術団体等に会費を支払うこととなるが、学校の部活動の部費と比べて金額が大幅に上がることがないように、適正な額の会費の在り方等について整理する必要がある。

1. 適正な額の会費の在り方

①現状と課題

- 前述の通り、学校の文化部活動においては、部費等として一定の金額を集めているが、比較的低廉な額となっている。
- 地域の文化芸術活動に参加する場合は部費等に代わって、会費の支払いが生じることとなる。自分が所属する地域の団体等に対して会費を支払うことは、受け皿となる団体等が継続的・安定的に活動の機会を提供していくために必要なことであるが、会費が保護者にとって大きな負担となるような額となると、参加することを躊躇してしまったり、諦めてしまったりすることが生じる恐れがある。

②求められる対応

- 地域の団体等の会費については、適正な運営のために必要な額を設定する必要があるが、保護者にとって大きな負担とならないよう、中学校等の生徒を対象とする団体等に対して、社会教育施設、文化施設等の施設について低廉な額での利用を認めたり、送迎面で配慮したりするなど、地方公共団体や国からの支援を行う必要がある。
- 指導者には適切な対価が支払われることが重要である一方で、家庭の経済状況にかかわらず、会費の負担自体や、部費と比べて金額が上がることに強い抵抗感を示す保護者が出てくることも想定され、保護者の理解を得ていく必要がある。
- 地域の文化芸術活動に参加する生徒やその保護者、地域住民について、一方的にサービスを享受する消費者、受益者という立場ではなく、地域の団体の運営者や指導者等と共に地域において質の高い文化芸術活動を維持し、より良い環境をつくっていく一員であるという意識を醸成していく必要がある。

また、地域の団体等の会費は、サービスの対価という趣旨だけでなく、地域で行う文化芸術活動等の運営を担う一員として分担するものであるという意識を醸成していく必

要がある。

そのため、例えば、多世代が会員となっている団体では、全体の会費収入も活用して中学校等の生徒をはじめとする児童生徒の会費は低額なものとすることや、生徒やその保護者の代表者も、所属する団体等の運営に積極的に参画できるようにするなどの取組を進めることが考えられる。

2. 文化部活動に要する費用の徴収方法等

①現状と課題

○ 学校によっては「部費」を集めずに、代わりにPTA会費の中に部活動支援等の項目を設けて、保護者から集めた資金の一部を、各部の大会参加費や備品・用具の購入代金、分野の団体等の登録料等に充てている場合がある。この場合、直接部費を払っていないため、「部活動は無料である」という誤解を保護者や生徒に生じさせているのではないかとの指摘がある。

また、PTA会費からの充当は、部活動に入っていない生徒の保護者も部活動に要する費用を負担していることになるため、事前の理解や了解を得ていない場合には、公平性の観点から課題ではないかとの指摘がある。

②求められる対応

○ 文化部活動に係る費用の徴収方法については、保護者の理解が得られるよう適切なものとしていく必要がある。このため、特にPTA会費から充当する方法とした場合には、保護者に対する事前の説明と理解を得るとともに、部活動に参加していない生徒の保護者には返金するなどの対応を行う必要がある。

3. 経済的に困窮する家庭の生徒への支援

①現状と課題

○ 経済的に困窮する家庭においては、地域の団体等への会費を支払うことが難しく、活動に参加できないことも想定される。家庭の経済状況等にかかわらず、誰でも文化芸術等に親しむ機会を確保することは重要な課題である。

②求められる対応

○ 経済的に困窮する家庭の生徒の文化芸術活動を支援するため、例えば、各地方公共団体において、こうした家庭に対する文化芸術等に親しむための費用の補助や、地元企業からの寄附等による基金の創設などの取組を進めることが考えられる。このような各地方公共団体での取組に関し、国による支援方策についても実現に向け検討する必要がある。

第7章 保険の在り方

これまで、学校の文化部活動で生じた怪我等については、運動部と同様に日本スポーツ振興センター（JSC）の災害共済給付制度により補償することが可能な状況であった。一方、地域の文化芸術団体等における活動であれば、災害共済給付制度ではなく、スポーツ安全保険など民間の保険制度を活用することになっていた。これらを踏まえ、文化部活動の地域移行後も、生徒や指導者が怪我等をしても十分な補償を受けられるよう、保険の考え方等について整理するものである。

1. 保険の加入

①現状と課題

- 地域における文化芸術活動については、災害共済給付制度の対象外であるため、安心して地域で文化芸術活動に参加できるよう、スポーツ保険等に加入する必要があるとともに、指導を受ける生徒だけでなく、指導者についても、指導等の最中に怪我をすることや、指導している生徒に対して怪我をさせてしまうことなども想定され、保険加入が望まれる。

②求められる対応

- 国は、地域の文化芸術団体等に対して、指導者や障害のある生徒を含む会員の保険加入等を促す必要がある。
- 各分野の団体においては、分野の特性やこれまでの活動状況等を踏まえ適切な補償内容・保険料であるスポーツ保険等を選定し、各団体への加盟に当たって、指導者や参加者等に対して指定する保険加入を義務付けるなど、事故が生じても適切な補償が受けられるようにする必要がある。

2. 保険の補償内容

①現状と課題

- 地域における文化芸術活動を対象とする保険としては、公益財団法人スポーツ安全協会によるスポーツ安全保険などがあるが、災害共済給付制度による補償内容とスポーツ安全保険による補償内容を比較すると、スポーツ安全保険には賠償責任保険が含まれるなど、補償内容が手厚い面がある。一方で、死亡や後遺障害が生じた場合の補償では、災害共済給付制度では死亡は3,000万円、第1級の後遺障害では4,000万円となっているが、スポーツ安全保険では、それぞれ2,000万円、3,000万円となっており、補償額が低くなっている。

②求められる対応

- 地域で文化芸術活動を行う生徒やその保護者が安心できるよう、災害共済給付制度と

同程度の補償が受けられるスポーツ保険を整備する必要がある。そのため、国から、公益財団法人スポーツ安全協会に対して、補償内容の充実を要請する必要がある。

第8章 学習指導要領を含む関連諸制度等の在り方

現在、大半の中学校等で部活動が設置・運営され、教師が顧問となって指導を担うことが前提となっているものが少なくないが、今後、少子化や学校の働き方改革の進展、地域における文化芸術やスポーツに親しむ環境の整備充実に伴い、学校の部活動に代わり、地域において活動に参加していく生徒が増えていくことが想定される。現在行われている部活動は、地域移行が完了するまでの間に過渡的に設置・運営されるものと認識されるべきであり、その認識に沿って文化部活動の見直しを図っていく必要がある。

こうした学校の文化部活動の見直しに当たっては、関連する制度等についても、併せて検討していく必要がある。特に、生徒の文化芸術等に親しむ環境や学校運営等に大きな影響を与えることになる学習指導要領、高校入試、教師の採用選考等の3点について整理するものである。

1. 学習指導要領について

大半の中学校等で部活動が設置・運営されている状況も踏まえ、部活動は教育課程外の活動ではあるが、現行の中学校学習指導要領の総則にその意義や留意点が規定されている。

今後、学校の部活動に代わり、地域において文化芸術活動やスポーツ活動に参加していく生徒が増えていくことが想定される中、こうした部活動の地域移行の進捗状況等を踏まえながら、中学校学習指導要領の総則の部活動に係る規定についても適切なタイミングで検討・見直しを行っていく必要がある。

(1) 現行の中学校学習指導要領の総則に基づく適切な部活動の運営

昭和26年に制定された中学校学習指導要領において、特別教育活動としての「クラブ活動」の規定は設けられたが、部活動の規定は特になかった。その後、昭和52年改訂の中学校学習指導要領において「学校において計画する教育活動でクラブ活動と関連の深いものについても、適切に実施できるように配慮する必要がある」として、「学校において計画する教育活動でクラブ活動と関連の深いもの」である部活動について、適切に実施できるように配慮する必要がある旨の規定が設けられた。

その後、平成元年の改訂において、「部活動に参加する生徒については、当該部活動への参加によりクラブ活動を履修した場合と同様の成果があると認められるときは、部活動への参加をもってクラブ活動の一部又は全部の履修に替えることができるものとする」と規定され、正規の教育課程の特別活動の一つである「クラブ活動」の代替となりうるものとして位置づけられた。この制度は、平成10年の改訂により、必修クラブ活動が廃止されたことに伴い、廃止となった。

平成20年に改訂された中学校学習指導要領の総則において、部活動の意義や留意すべ

き事項が初めて設けられ、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること」と規定された。これは、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」（中央教育審議会答申・平成20年1月）によれば、「生徒の自発的・自主的な活動として行われている部活動について、学校教育活動の一環としてこれまで中学校教育において果たしてきた意義や役割を踏まえ、教育課程に関連する事項として、学習指導要領に記述することが必要である」との理由から設けられたものである。

平成29年の改訂においては、平成20年改訂での規定に「持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする」旨が追記された。

なお、地域移行後の生徒の文化芸術活動については、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。））の一環として捉えることができる面もあり、また、文化芸術基本法上、「文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない」とされている。こうした理念の実現に当たっては、行政のみならず、文化芸術団体等や学校・家庭・地域の相互の連携・協働が求められる。

①現状と課題

- 上述の通り、平成元年の改訂において正規の教育課程の特別活動の一つである「クラブ活動」の代替とすることができると規定されていたことも影響して、「クラブ活動」が廃止されたにもかかわらず、一部の学校においては、部活動に生徒全員を強制加入させるような、部活動の本来の趣旨とは異なる運用が行われている¹¹。
- 現行の中学校学習指導要領に部活動が「学校教育の一環」として位置づけられていることから、部活動は必ず学校において設置・運営しなければならない、また教師が指導しなければならないなどの誤解が生じているとの指摘もある。
- 中学校学習指導要領においては、「教育課程との関連が図られるよう留意すること」とされており、文化部活動は、特に教科の音楽や美術との関連が図られる必要がある。
現行の中学校の音楽科においては、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに関わる資質・能力の育成を、美術科では、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力の育成を目指している。

¹¹ スポーツ庁「運動部活動等に関する実態調査」（平成29年度）では、生徒の部活動への所属方針について、公立中学校の30.4%が「全員が所属し、活動も原則参加する」としている。

これは、生徒がその後の人生において、音楽や美術に主体的に関わり心豊かな生活を営むことにつながることであり、音楽科であれば、歌う、楽器を演奏する、音楽をつくる、聴くなど様々な関わり方の形があるが、そのいずれもが、生活の中の音や音楽の働きを自覚し、音楽文化を継承、発展、創造することにつながる。

さらに、音楽科では、生徒が学校内及び公共施設などの学校外における音楽活動とのつながりを意識できるようするなど、生徒や学校、地域の実態に応じ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と主体的に関わっていくことができるように配慮することとしている。

美術科においても、美術に専門的に関わる人もいれば、余暇に絵や陶芸を制作したり美術館で鑑賞に親しんだり、美術の文化遺産を見るために寺社や博物館などを訪れたりする人もいる。また、日常の中にある建物など人工的な造形や紅葉など自然の造形を見て美しさを感じ取り味わったり、写真に残したりする人もいるなど、様々な関わり方がある。このように、生活の中で造形的な視点をもって身の回りのものからよさや美しさなどを感じ取ったり、形や色などによるコミュニケーションを通して多様な文化や考え方に接して思いを巡らせたりすることで心豊かな生活を形成することにつながっていくものである。

さらに、鑑賞の題材については、美術館や博物館等と連携を図ったり、それらの施設や文化財などを積極的に活用したりすることとしている。

今後、文化部活動は、このような視点を重視した活動とし、生徒一人一人が、芸術や芸術文化と主体的に関わることができるように、学校内及び学校外における文化芸術活動とのつながりを意識することができるようにしたり、地域の実態に応じて、文化施設等と連携を図ったり、積極的に活用したりすることなどにより、より参加しやすい活動としていく必要がある。

②求められる対応

- 中学校等において、部活動の地域移行に向けた取組が進められている間、文化部活動が設置・運営される場合には、現行の中学校学習指導要領の趣旨を十分に踏まえた活動が、どの中学校等においても実施される必要がある。そのため、以下のような課題や留意事項について、国から通知を発出するとともに、必要に応じて学習指導要領総則解説編に明記し、学校の教職員や生徒、保護者等の理解を促進していく必要がある。
- ・ 部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、生徒の意思に反して強制的に加入させることは部活動の趣旨に合致せず不相当であること
- ・ 部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は法令上の義務ではなく、学校の判断により実施しない場合もあり得ること
- ・ 地域移行が完了するまでの間に文化部活動を実施する場合には、学校の業務として行われるが、必ずしも教師が担う必要のない業務であり、教師に限らず部活動指導員や外

部指導者など適切な指導者の下で行われるものであること

- ・ 文化部活動においては、生徒一人一人が生活や社会の中の芸術や芸術文化と主体的に関わることができるように、学校内及び学校外における文化芸術活動とのつながりを意識することができるようにしたり、地域の実態に応じて、文化施設等との連携を図ったり、積極的に活用したりすることなどにより、どの生徒でも参加しやすい活動内容や活動時間等とするなどの工夫を行うこと
- ・ 地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を積極的に行うこと
例えば、地域での文化芸術等に親しむ環境の整備充実に資するよう、地域の文化芸術団体等と協力して、その中学校等の生徒だけでなく、近隣の中学校等の生徒や地域住民も一緒に文化芸術活動を行う等の工夫を行うことが考えられること

(2) 中学校学習指導要領の次期改訂における見直し

①現状と課題

- 現行の中学校学習指導要領における部活動に関する規定は、多くの学校で部活動が設置・運営されていることを前提としたもの規定となっている。

今後、少子化や学校の働き方改革の進展、地域における文化芸術やスポーツに親しむ環境の整備充実に伴い、地域において文化芸術活動やスポーツ活動に参加していく生徒が増えていくことが見込まれるため、このような状況に合致したものとする必要がある。

②求められる対応

- 現行の中学校学習指導要領の「第1章 総則」の「第5 学校運営上の留意事項」において、「1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等」の部分に、学校が行うカリキュラム・マネジメントや学校評価、部活動等に係る留意事項が規定されており、「2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携」の部分に、家庭や地域の人々とともに生徒を育ていく観点から家庭や地域社会との連携等が規定されている。
- 学習指導要領は、およそ10年に一度改訂されており、中学校学習指導要領は直近では平成29年に改訂されている。今後、地域における文化芸術やスポーツに親しむ環境の整備が進められ、地域において活動に参加していく生徒が増えていくことが見込まれる状況を踏まえ、そのための体制整備の状況も見据えながら、次期改訂のサイクルに合わせ、中学校学習指導要領の総則における部活動に係る規定を見直すことも検討する必要がある。

- 今後、部活動はどの学校においても必ず設置・運営されるものではなく、地域の文化芸術やスポーツに親しむ環境が整備されるまでの間に設置・運営される場合を想定して、「1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等」の部分に規定されている部活動の意義や留意事項については、例えば、地域移行の進捗状況等を踏まえて削除することや、地域で文化芸術やスポーツに親しむ環境が整備されるまでの間、中学校等に設置・運営される部活動の規定であることを明確化し、そのような部活動に求められる留意事項を規定することなどが考えられる。
- また、今後、地域における文化芸術やスポーツに親しむ環境の整備が進められ、学校に代わり地域において活動等に参加していく生徒が増えていくことが見込まれる状況を踏まえ、学校は、そうした環境を目指すメンバーの一員として、家庭や地域で文化芸術等に関わる人々とともに生徒を育てていくことがより求められていく。
そのため、「2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携」の部分に、例えば、学校は教育課程の編成及び実施に当たっても、地域における文化芸術団体等と連携協働を深める旨を規定することなども考えられる。文化部活動の地域移行に伴って、中学生等が文化芸術等に触れる機会を損失することがないように、それぞれの主体が連携・協働していくことが必要である。

2. 高校入試について

高校入試は、実施者である各都道府県や学校毎に仕組みが異なるが、大きく分けて、主に学力検査や面接、調査書等により合否を判定する一般入試と、スポーツや文化、理数などで卓越した能力を持つ者等を選抜する推薦入試に分かれる。

入試については、平成 31 年中教審答申において、「一部の保護者による部活動への過度の期待等の認識を変えるため、入試における部活動に対する評価の在り方の見直し等も検討すべきである」と指摘されており、改善が求められている。

また、今後、少子化や学校の働き方改革の進展、地域における文化芸術やスポーツに親しむ環境の整備充実に伴い、学校部活動に代わり、地域において活動等に参加していく生徒が増えていくことが見込まれることを踏まえ、学校外での活動も含めて、どのように高校入試で評価していくことがふさわしいのかを検討する必要がある。

(1) 一般入試

①現状と課題

- 従来、入試においては、学力検査や各教科の成績のみならず、学校部活動を含めた学校内外の諸活動を評価の対象とすることを可能とし、生徒の個性を多面的にとらえたり、生徒の優れている点や長所を積極的に評価したりし、これを活用していくことが求められてきた。

一方で、学校部活動や地域の活動等（以下「学校部活動等」という。）における活動歴や大会成績は、学習成績と異なり、各都道府県の入学者選抜実施要領等において評価基準や配点等が決められておらず各高等学校の裁量に委ねられている事例が多い。また、各高等学校において評価する場合であっても、その配点等について公表されている場合もあれば、公表されていない場合もある。そのため、一般入試において、実際に評価の対象となっているのか、評価の対象となっている場合にはどのように評価されているのかなどが、中学校等や生徒、保護者にとって、必ずしも明確にはなっていない状況がある。

○ また、中学校等において作成される調査書についても、学校部活動等の活動歴や大会成績等の簡略な記述であることが多く、調査書の記載のみでは、生徒の多様な個性や能力・適性を多面的に評価することは困難である。

○ 他方、調査書の作成は記載内容に間違いがないよう、作成には細心の注意が払われるため、学校部活動等の状況を調査書に記載するに当たっては、生徒が所属する部活動の顧問や生徒自身から丁寧に情報収集を行っている。

現在でも、調査書にはボランティア活動等、校外での活動も記載するものとされているが、文化芸術活動について、今後は地域で参加する生徒が増えていくことが想定される中、従来、部活動の顧問等から行っていた情報収集を校外から行わなければならない、評価の見直しに当たっては、教師の負担の増加にも配慮が必要である。

②求められる対応

○ 高校入試において、各高等学校の定める入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を踏まえて、生徒の多様な個性や能力・適性を多面的に評価することは重要である。このため、学校行事や生徒会活動等の特別活動や学校部活動、地域での活動等の学校内外での活動を通じて主体的に学んだことやそこから見えてくる生徒の長所、個性や意欲、能力を、進学動機や進学後に学びたいこと、将来の進路希望などとの関連も含めて、多面的に加点方式で評価していくことは有意義である。

○ しかし、調査書に記載される簡略な学校部活動等の活動歴や大会成績のみの記述では、多面的な評価を実施するには不十分であると考えられる。学校内外の活動については、調査書における記述のみならず、生徒による自己評価資料（例えば、進学動機や進学後に学びたいこと、これまで主体的に取り組んだことなどを記述した資料）や、面接や小論文など入試全体を通じて、生徒の個性や意欲、能力を多面的に評価していくことが望ましい。

○ このように入試全体を通じて多面的に評価する前提の下、調査書に学校部活動等について記載する際には、単に活動歴や大会成績だけではなく、活動からうかがうことのできる生徒の長所、個性や意欲、能力（例えば、自ら取り組もうとする意欲や態度、責任

感、協調性など)に言及するなど、記載を工夫する必要がある。

ただし、今後、学校部活動から地域の活動に移行した際には、地域の活動における生徒の状況の把握等が必要になることを踏まえ、必要以上に調査書の記載量を増やさないよう留意するなど、調査書の作成に伴う教師の負担を考慮することも必要である。

- 高校入試の実施者である都道府県教育委員会等に対しては、これらのことを踏まえ、学校部活動等の学校内外における活動の高校入試における評価の在り方について、こうした課題も踏まえて検討するよう、国から指導助言する必要がある。

あわせて、高校入試において学校部活動等の諸活動をどのように評価するのか、評価の観点や配点等について入学者選抜実施要領や各高等学校のホームページ等において明示し、生徒や保護者の正しい理解を促進することを指導助言する必要がある。なお、その際には、調査書における学校部活動等の活動歴や大会成績を機械的に点数化することではなく、また、学校部活動等に参加していないことや、途中で退部や他の活動に移ったことをもって高校入試の評価において不利に取り扱うことのないことも併せて周知すべきである。

(2) 文化的な活動を評価する推薦入試

①現状と課題

- 一部の高等学校においては、例えば、吹奏楽など文化的な活動の実績を評価する推薦による選抜（以下「文化による推薦入試」という。）を実施し、大会成績や実技検査などを基にして選考している。
- こうした選抜に関連して、部活動の過熱化を招いたり、文化芸術等を楽しみたいと思っている生徒や、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手だが文化芸術等に親しみたいと思っている生徒等も参加している場合、それらの生徒が望む活動とはかけ離れたものになってしまうことがあり得る。さらに、文化による推薦入試での高校進学を目指す生徒は、部活動の中心的役割を担うなど、その保護者も含めて、文化部活動の運営への影響力が強く、他の生徒や保護者の意見や、顧問の考えが排除されてしまうこともあり得る。

②求められる対応

- 学校の文化部活動は、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒など、どの生徒にとっても活動しやすい場であるべきである。一方、文化による推薦入試による高校進学を目指すような生徒にとってふさわしい高度な練習ができる環境を確保し、高い大会成績を重視した活動を行うことは、学校の文化部活動の趣旨・目的と必ずしも一致するものではない面があると考えられる。特に公立中学校等では指導体制や施設設備を整える観点からも困難な面がある。
- そのため、中学校等においては、文化的な活動の能力が卓越しており大会での成績を

重視する生徒や保護者から、学校の文化部活動に対して様々な要望があっても、学校の文化部活動の趣旨・目的に照らして、十分応えられないことがあることを理解してもらう必要がある。

- 一方で、そのような生徒にとってふさわしい活動ができる場を確保することも大切である。そのため、地域においてこれらの生徒にふさわしい活動がない場合には、各地方公共団体において、地域の文化芸術団体等と連携・協力して、速やかに地域における文化芸術等に親しむ環境の整備を進める必要がある。

3. 中学校等の教師の採用選考・人事配置等について

平成 31 年中教審答申において、「教師の本務は授業であり、限られた時間の中で授業準備がおろそかになるほどまでに部活動に注力することは適切ではないが、部活動に過度に注力してしまう教師の存在も指摘されていることから、教師の意識改革も必要である。このため、教育委員会は、採用や人事配置等において、教師の部活動の指導力を過度に評価しないよう留意すべきである」とされている。こうした観点から、教師の採用や人事配置等の改善が求められている。

また、今後、少子化や学校の働き方改革の進展に伴い、学校に代わり地域で活動等に参加する生徒が増えていくことが想定される。また、地域移行が完了するまでの間、維持される学校の部活動においても、教師ではなく部活動指導員や外部指導者が指導に当たることが増えていくことが想定される。このような状況を踏まえて、教師の採用や人事配置等における部活動指導に係る能力や意思等の評価の在り方などを見直していく必要がある。

①現状と課題

- 教師の採用においては、教師の本来職務である学習指導や学校運営等に係る能力や使命感、責任感等を総合的に評価して選考されている。これまでは教師が部活動指導を担うことが多いため、都道府県及び政令市教育委員会における公立中学校等の教師の採用選考においては、部活動指導に係る意欲や指導できる文化芸術・スポーツ活動などについて、面接や志願書類などを通じて把握し、評価しているところもある。
- しかし、今後は、学校に代わり地域での活動等に参加する生徒が増えていくとともに、教師ではなく部活動指導員や外部指導者が指導に当たることが増えていくことが想定され、教師が部活動の指導に直接従事する機会は減少していくことが見込まれる。
そのため、教師の採用に当たり、部活動指導に係る意欲や能力を評価して選考を行うことは、教師として担う機会が減少していくものを評価することとなり、本人の意欲や能力と、採用後に教師として担う職務とのミスマッチを生じさせる恐れがある。

- 既に採用され勤務している教師についても、平成 31 年中教審答申でも指摘されているように、意識改革を進めるため、教師の人事配置や人事評価において、部活動に係る意欲や能力を過度に評価しないようにしていく必要がある。

本来、教師の人事配置については、教師の本来職務である学習指導や学校運営等に係る能力や実績等を踏まえて適材適所で配置先が決められるべきである。

- このほか、特に新規採用の教師については、教師として必要な資質能力を身に付けることが重要であるため、初任者研修や学校内研修、授業の準備や評価等のための十分な時間が確保できるよう、部活動指導においても配慮する必要がある。また、育児や介護等の事情により、部活動指導が困難な教師への配慮も必要である。

②求められる対応

- 公立中学校等の教師の採用選考に当たっては、学校における部活動の状況や地域における文化芸術やスポーツに親しむ環境の整備状況等も踏まえ、面接等に際して、教師が部活動の指導をすることを前提として部活動指導に係る意欲や能力等を評価（部活動で指導できる文化芸術やスポーツ活動の種類や、経験のない活動も含めて顧問として部活動の指導をする意思があるかどうかを聴取するなど）している場合は、今後、見直す必要がある。

そのため、国から各都道府県及び政令市教育委員会に対して、公立中学校等の教師の採用選考に当たり、部活動指導に係る意欲や能力等について評価していることがあれば、学校における部活動の状況や地域における環境の整備状況等も踏まえ、適切に見直していくよう指導助言する必要がある。

- 教師の人事配置において、部活動指導に係る能力や意欲、実績等を過度に評価しないようにしていく必要がある。そのため、公立中学校等の教師の人事配置に当たり、部活動指導に係る能力等を過度に評価していることがあればそれを改めていく必要がある。

- 教師の人事配置に当たり部活動指導に係る能力等を過度に評価せずすむよう、部活動指導員の配置を進めるとともに、生徒が地域で活動に参加できる環境の整備充実を積極的に進めていく必要がある。

- このほか、教師として必要な資質能力を身に付ける必要のある新規採用の教師や、育児や介護等の事情を抱える教師に配慮する観点から、部活動指導に関する取扱いを明確化することも必要である。

第9章 地域移行の取組が進められている間の学校における文化部活動の在り方

学校における文化部活動については、平成30年度に文化庁により「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が作成されて以降、改善が図られつつあるものの、指導体制、地域との連携協働など、依然として課題を抱えている。このため、まずは、休日における文化部活動の地域移行を段階的に進めつつも、現在行われている学校における文化部活動についても、引き続き速やかな改革が求められる。

地域における文化芸術等に親しむ環境の整備が進んでいるところでは、できるだけ速やかに休日の文化部活動の地域への移行を進めることが必要である。一方で、その環境整備に一定の時間が要することが見込まれるところでは、教育委員会や中学校等において、地域における文化芸術等に親しむ環境の整備充実を進めるとともに、学校の文化部活動について、そのまま維持するのではなく、改善を速やかに進めることが必要である。

そのため、地域移行の取組が進められている間の学校における文化部活動の改善の方向性等について整理するものである。

1. 誰もが参加しやすい文化部活動

①現状と課題

- 学校は文化部への所属の有無にかかわらず、全ての生徒の教育に責任を負っており、生徒の心身の健全な育成の観点からは、現在文化部に所属している生徒だけでなく、歌や楽器、絵を描くことなどに苦手意識を持つ生徒や障害のある生徒などにとっても参加しやすい活動が確保される必要がある。

②求められる対応

- 以下のような取組を、各教育委員会や学校において実施していく必要がある。
 - ・ 歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をすること
 - ・ 生徒の多様なニーズに応えるため、楽しみを目的とするレクリエーション的な活動など、多様な活動を設置すること
 - ・ 地域にある学校種を超え、特別支援学校などとの合同練習等を実施するなど連携を深めること

2. 活動時間の適正化

①現状と課題

- 平成30年に文化庁はガイドラインを策定し、学期中は週当たり2日以上以上の休養日を設けること、1日の活動時間は長くても平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とすること等を定めた。

- しかし、活動時間や休養日について、必ずしもガイドラインが守られていない状況も見られ、生徒の心身の健康保持のため、適切な活動時間とする必要がある。あわせて、学校の働き方改革の観点も踏まえ、休日の文化部活動の地域移行を進めていく必要がある。

②求められる対応

- 以下のような取組を、国や教育委員会、学校において実施していく必要がある。
 - ・ 国においては、改めて各都道府県教育委員会等に対してガイドラインの遵守を強く要請すること
 - ・ 国においては、ガイドラインの時間を大きく超過している教育委員会には個別に指導・助言すること
 - ・ 教育委員会、学校においては、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒などでも参加しやすい活動とするため、休養日や活動時間を設定すること

3. 指導体制の見直し

①現状と課題

- 学校の働き方改革の進展により、文化部活動の指導や大会引率を教師に担わせる体制は継続が困難であり、教師に頼らない指導体制としていく必要がある。特にその分野の指導の経験がない教師や指導を望まない教師が、指導に従事する必要のない体制を速やかに整備する必要がある。

②求められる対応

- 以下のような取組を、教育委員会や学校において実施していく必要がある。
 - ・ 部活動指導員を確保するとともに、教師を伴わず部活動指導員単独による指導を行うことにより、各中学校等において、教師ではなく、部活動指導員が顧問となり指導や大会引率を担える体制を構築すること
 - ・ 部活動指導員が確保できない場合には、教師を顧問とするものの外部指導者を配置し、教師が直接指導や大会引率に従事しない体制を構築すること
 - ・ 指導を望む教師が指導に従事する場合、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号）に基づき、時間外在校等時間が月45時間、年360時間の上限を超えないよう、外部指導者も配置することや活動時間の見直しなどの必要な環境整備をすること
- 部活動指導員や外部指導者の配置ができず、指導を望む教師もいない文化部活動については、適切な指導者がいる他の学校との合同部活動の実施などにより、生徒にとって適切な文化芸術等に親しむ環境を確保する必要がある。

- 行政や小・中学校等、地域の団体等の関係者で今後の対応を協議し、中学校等の実情を踏まえて、まずは休日の地域における文化芸術等に親しむ環境の整備充実を速やかに進めるなどの対応が必要である。
- 部活動指導員や外部指導者を確保しやすくするため、地方公共団体において、域内における文化芸術関係団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・登録に努め、中学校等からの求めに応じて指導者を紹介する人材バンクを整備するなどの支援が必要である。また、文化芸術関係団体等において、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める必要がある。
- なお、国立の中学校等においても、学校等の実情に応じて積極的に指導体制の見直しに取り組むことが望ましい。また、私立の中学校等においても、公立学校における働き方改革等の取組も参考にしながら、教師の負担軽減に考慮した適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

4. 地域の文化芸術団体等との連携・協働

①現状と課題

- 少子化や学校の働き方改革の観点等を踏まえると、中学校等だけでは生徒の文化芸術等に親しむ機会を確保することが困難となっており、中学校等と地域の文化芸術団体等との積極的な連携・協働が必要であるが、十分ではない状況が見られる。
- 地域移行の取組が進められている間は、学校の文化部活動と地域の文化芸術に親しむ機会の両方が存在するため、大会等参加資格が緩和され地域の団体等の参加が認められていく際には、学校の部活動として参加を希望する場合と、地域の文化芸術活動として参加を希望する場合があります。このため、分野毎の特性等も踏まえつつ、大会ごとに適切な出場資格ルールの設定を行うことなどを通じて、生徒の大会等への参加の機会が円滑な形で確保されるように配慮していく必要がある。

②求められる対応

- 各市町村や地域において、行政、中学校等、文化芸術団体等が現状や課題を共有し、今後の地域における文化芸術等に親しむ環境の在り方等について話し合う場を設けていく必要がある。
- 中学校等と地域の文化芸術団体等との連携・協働を進め、生徒の文化芸術等に親しむ機会を確保するため、以下のような取組を、教育委員会や学校において実施していく必要がある。
 - ・ 中学校等では、文化部活動だけでなく、地域で実施されている文化芸術活動の概要も生徒や保護者に周知し、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるよ

うにすること

- ・ 地域で実施されている分野と同じ分野の文化部活動については、将来的には地域の活動に統合していくことが十分考えられることから、休日の練習を共同で実施するなど連携を深めること
- ・ 休日に限らず、平日においても、できるところから地域の文化芸術団体等と連携して地域の団体等が主体で活動する日を増やしていくこと

○ 移行期において学校の文化部活動と地域の文化芸術に親しむ機会の両方が存在する状況においては、大会等の参加機会を失わないよう、参加登録の在り方等について、統一した取扱いが必要である。

○ なお、受け皿となる文化芸術団体等が確保できない場合は、当面、拠点校方式による合同部活動の実施等により、生徒の文化芸術等に親しむ機会を確保することも考えられる。

第10章 休日の文化部活動の地域移行の達成時期の目途について

令和2年9月に文部科学省から示された「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」において、令和5年度から休日の部活動の段階的な地域移行について図ることが方向性として示されている。一方で、休日の文化部活動の地域移行の達成時期については、示されていない。

本章では、休日の文化部活動の地域移行を達成する目標の時期を示すことにより、各地方公共団体における計画的な取組を促進する効果が期待できることから、地域移行の達成時期について整理するものである。

①現状と課題

- 各地域における文化芸術等に親しむ環境の整備状況等が異なり、令和3年度に文化庁の「地域文化倶楽部（仮称）創設支援事業」の実践をしている地域においても、環境の整備状況等には差がある。一方、どの実践事例においても、地方公共団体や地域の文化関係者、学校関係者等が熱心に取り組まれた結果、この1年間で一定の成果をあげており、今後継続的に取り組むことにより、地域における文化芸術等に親しむ環境の整備充実は大きな成果をあげることが期待される。
- 少子化の進展による部活動への影響は今後ますます大きくなることを見込まれるとともに、学校の働き方改革を進めることにより教師の勤務環境の改善を実現することは喫緊の課題である。このため、できる限り速やかに地域における文化芸術等に親しむ環境の整備を進めていく必要がある。
- 国や都道府県から何らかの時期の目安が示されないと、一部の地方公共団体において、部活動改革は先送りされて本格的に取り組まれなくなる恐れがあると考えられる。
- ただし、休日の文化部活動の地域移行の達成時期については、各地方公共団体において、地域の文化芸術に親しむ環境の整備状況が異なるため、比較的短期間に生徒のニーズに合った環境の整備充実を進められる地域もあれば、時間を要する地域も存在することに留意することも必要である。

②求められる対応

- 中山間地域や離島等は、地域での文化芸術等に親しむ環境の整備充実に向けて、他の地域と比べて時間を要することが見込まれるが、こうした地域を除き、休日の文化部活動の地域移行を概ね達成する目標時期を示すことが望ましい。

- 目標時期については、少子化の進行や学校の働き方改革の進展を踏まえ、できる限り早期とすることが望ましいが、一方で、地域における文化芸術等に親しむ環境の整備充実には一定の時間を要することから、令和5年度の休日の文化部活動の段階的な地域移行開始から3年後の令和7年度末を目途とすることが考えられる。
- 国は、この目標時期を踏まえ、ガイドラインを今年度早期に改訂し、休日の文化部活動の段階的な地域移行を開始する令和5年度から3年間を文化部活動の改革集中期間として位置づけ、すべての都道府県において、休日の文化及び文化部活動の地域移行に向けた具体的な取組やスケジュール等を定めた推進計画を策定し、それを基に各市町村においても推進計画を策定することを規定することが適当である。
- 各地方公共団体においては、この計画に基づき改革集中期間に地域における文化芸術等に親しむ環境整備のための取組を重点的に行っていくことが必要である。
なお、地方公共団体により、合意形成や条件整備等のため、地域移行の実現に更に時間を要する場合でも、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指す必要がある。
- 改革集中期間においては、国として、各地方公共団体における取組に対して特に積極的に支援し、着実に取組が進められるようにすることが必要である。また、国及び都道府県は、各地方公共団体における進捗状況を定期的に調査し、課題のある市町村等に対しては、その原因や対策などについて指導助言する必要がある。
- 改革集中期間終了後は、国は、各都道府県を通じて、休日の文化部活動の地域移行の取組の成果や課題を集約するとともに、その結果を適切に評価し、必要な対策を講じていく必要がある。
- なお、こうした休日の文化部活動の地域移行が概ね達成された後、平日の文化部活動についても地域移行を進めていくことが想定されるが、今後、休日における地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進する必要がある。
その際、今回の部活動の地域移行の目的と照らし合わせた適切な枠組みのもとで検証を行うことにも留意する必要がある。
- 国及び地方公共団体は、改革集中期間終了後において、部活動の地域移行に関する進捗状況等の適切な評価・分析結果に基づき、継続して地域の文化芸術に親しむ環境の充実に取り組む必要がある。そのため、引き続き、国、都道府県及び市町村並びに文化芸術団体等においては、それぞれの役割を明確にした上で、持続的に取り組むことが可能となるような体制を整備する必要がある。